

議案第53号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月11日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、石岡市税条例等の一部を改正したため。

改 正 要 綱

- 1 平成29年4月1日以後に開始する事業年度から、法人市民税の法人税割の税率を「100分の12.1」から「100分の8.4」に改めたこと。
- 2 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を創設したこと。
- 3 固定資産税の課税標準の特例措置を講じたこと。

石岡市告示第241号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市税条例等の一部を改正する条例を次のように処分する。

平成28年3月31日

石岡市長 今 泉 文 彦

石岡市税条例等の一部を改正する条例

(平成28年3月31日石岡市条例第25号)

(石岡市税条例の一部改正)

第1条 石岡市税条例（平成17年石岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「及び第2号」を「，第2号及び第5号」に，「当該各号に掲げる期間」を「第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」に改め，同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項，第2項，第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り，同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り，同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項，第2項，第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に，「においては」を「には」に，「次項」を「以下この条」に，「総称する」を「いう」に改め，同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え，同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め，同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において，所得税の納税義務者が修正申告書を提出し，又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるもの）に限り，これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるもの）に限り，これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して，第1項の規定によりその

賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。) は、その追徴すべき不足税額 (当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額 (還付金の額に相当する税額を含む。) に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。) については、次に掲げる期間 (令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日 (当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日) の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に、「延滞金額」を「延滞金」に改め、同条第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書 (以下この項において「修正申告書」という。) の提出があつたとき (当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書 (以下この項において「当初申告書」という。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正 (これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。) があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。) は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額 (当該当初申告書に係る税額 (還付金の額に相当する税額を含む。) に達するまでの部分に相当する税額に限る。) については、次に掲げる期間 (詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係

る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民

税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「第12号又は第16号」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「法附則第15条第2項第6号」を「法附則第15条第2項第7号」に改め、同条第12項を同条第19項とし、同条第11項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の

4とする。

附則第10条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(石岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 石岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年石岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、新条例」を「、石岡市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第

23項の申告書を除く。), 」を削り, 同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め, 同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に, 「第9項」を「第9項の」に, 「から」を「同項から前項まで」に, 「, 第5項及び」を「同項, 第5項及び前項」に改め, 同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め, 同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に, 「第11項」を「第11項の」に, 「から」を「同項から前項まで」に, 「, 第5項及び」を「同項, 第5項及び前項」に改め, 同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め, 同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に, 「第13項」を「第13項の」に, 「から」を「同項から前項まで」に, 「, 第5項及び」を「同項, 第5項及び前項」に改め, 同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は, 平成28年4月1日から施行する。ただし, 次の各号に掲げる規定は, 当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中石岡市税条例第19条の改正規定並びに同条例第43条, 第48条及び第50条の改正規定並びに第2条中石岡市税条例等の一部を改正する条例(平成27年石岡市条例第22号)附則第5条第7項の改正規定(「, 新条例」を「, 石岡市税条例」に, 「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。), 」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中石岡市税条例第34条の4の改正規定及び次条第3項の規定 平成29年4月1日
- (3) 第1条中石岡市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の石岡市税条例（以下「新条例」という。

）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。